**美術博物館改修整備工事共同企業体協定書**

* **必要により加除、修正してください。**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　豊橋市発注に係る美術博物館改修整備工事（詳細設計付）（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

　二　前号に附帯する事業

第２条　当共同企業体は、**美術博物館改修整備工事**共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を**○○市○○町○○番地**に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和**３**年**○○**月**○○**日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　所　 在　 地　**○○市○○町○○番地**

商号又は名称　**○○○○建設株式会社**

　　　　　所　 在　 地　**○○市○○町○○番地**

商号又は名称　**株式会社○○○○工務店**

　　　　　所　 在　 地　**○○市○○町○○番地**

商号又は名称　**○○○○電気工事株式会社**

　　　　　所　 在　 地　**○○市○○町○○番地**

商号又は名称　**株式会社○○○○設備工事**

　　　　　所　 在　 地　**○○市○○町○○番地**

商号又は名称　**株式会社○○○○設計事務所**

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、**○○○○建設株式会社 代表取締役○○○○**を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の設計、施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額及び構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の建設工事及び設計の分担、及び分担した工事を共同施工する場合における当該各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとするが、共同施工する場合の出資の割合は変わらないものとする。

**建 築** 工 事　　**○○○○建設株式会社**　　　**（　７０％　）**

**株式会社○○○○工務店**　　**（　３０％　）**

**電 気** 工 事　　**○○○○電気工事株式会社**

**管**工 事　　**株式会社○○○○設備工事**

**設 　 　計**　　**株式会社○○○○設計事務所**

２　前項に規定する分担費用の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

３　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の設計、施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図るとともに、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、**○○銀行○○支店**とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第14条　当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益の配当の割合）

第15条　分担工事を共同施工する場合において、決算の結果利益金を生じた場合には、第８条第３項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第16条　分担工事を共同施工する場合において、決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条第３項に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第17条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第18条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第19条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は，脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第19条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第20条　構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第15条第２項及び第３項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第20条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第21条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第22条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める

ものとする。

**○○○○建設株式会社** 外**４**社は、上記のとおり美術博物館改修整備工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として参加表明書申請用１通を含め、この協定書**６**通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和**３**年**○**月**○○**日

**○○○○建設株式会社**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○工務店**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**○○○○電気工事株式会社**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○設備工事**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○設計事務所**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**美術博物館改修整備工事共同企業体協定書**

**第８条に基づく協定書**

　豊橋市発注に係る下記工事については、美術博物館改修整備工事共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する費用額を次のとおり定める。

記

分担費用額（消費税及び地方消費税分を含む）

**建築**工事　　**○○○○建設株式会社、株式会社○○○○工務店**

**○○○○○○○円**

**電気**工事　　**○○○○電気工事株式会社　　　　○○○○○○○円**

**管**工事　　**株式会社○○○○設備工事　　　　○○○○○○○円**

**設　　計**　　**株式会社○○○○設計事務所　　　○○○○○○○円**

**○○○○建設株式会社**外**４**社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠として工事請負契約書添付用２通を含め、この協定書**７**通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和**３**年**○**月**○○**日

**美術博物館改修整備工事**共同企業体

代表者　　**○○○○建設株式会社**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○工務店**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**○○○○電気工事株式会社**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○設備工事**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**

**株式会社○○○○設計事務所**

**代表取締役　○　○　○　○　　　印**